第1章 計画策定の考え方

計画策定の背景と趣旨

(1)計画策定の背景

少子高齢化が進み、また、人々の暮らし方や働き方などが多様化する中で、福 祉を取り巻く環境も大きく変わってきています。介護保険制度に象徴されるよう に、一人ひとりが自ら福祉サービスを選び利用することができるようになり、さ らに身近な地域社会全体で支援が必要な人たちを支えていくことが求められて います。

このような中で、国においては、平成 12 年に社会福祉法を定め「地域福祉の 推進」の方策として「市町村地域福祉計画」の策定を進めてきました。

本市でも、平成 19 年に第1期の地域福祉計画を策定し、これまで地域の福祉 コミュニティづくりに取り組んできたところです。

しかし現状は、本格的な高齢社会の到来に加え深刻な経済状況が続く中、認知 症高齢者の増加、ホームレス、DV、児童虐待、ひきこもり、自死、孤独死など 新たな社会問題が多く発生する状況となっています。

(2)地域福祉に求められていること •••••••

近年までの「福祉」は障がい者、高齢者、貧困者などの何らかの支援が必要な 人への援助と考えられてきました。しかし、現在の「福祉」は、従来の課題に加 え、誰にとっても必要なこととしての福祉へと広がりをみせています。

地域福祉とは、地域におけるさまざまな問題に対して、地域の住民一人ひとり が主役となって、そのひとらしく生きることのできる住みよいまちづくりを地域 の実情に応じて計画的に進める活動です。

地域の福祉力を強化・活性化するためには、住民一人ひとりが「困っている人 がいたら手助けしよう」、「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動すること が大切です。

さらに、さまざまな活動をしている市民団体や地域組織、福祉関係者など専門 職、企業などが、それぞれの役割をもって当事者として参加し、協働しながら、 行政とともに、すべての人が人に役立つ歓びを大切にする社会を構築していく 「地域福祉」を推進することが必要です。

【現在求められていること】

- ○家庭や地域で相互に支えあう機能が衰退しているなか、市民がともに助け合い、支えあうという地域コミュニティの再生が求められています。
- ○市民の誰もが自分らしく生きることができるよう、各種専門機関などが連携 して、地域全体で日常生活上の不安の解消を図ることが求められています。

平成 23 年に発生した東日本大震災や近畿地方に甚大な被害を与えた台風 12 号などにおいて、犠牲者の多くが高齢者であるなど、災害時要援護者と 呼ばれる方の支援体制の構築が求められています。

(3)地域福祉計画とは ••••••••••

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された行政計画で、社会福祉 法第4条に規定された「地域福祉の推進」を目的として、その実現のためのし くみや道筋と実現にあたっての行政の役割を示す計画です。

なお、社会福祉法 109 条において地域福祉活動の推進役とされている社会 福祉協議会が「地域福祉活動計画」を別に策定しています。

「地域」の範囲のとらえ方

計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容や、サービスの内容などによって、さまざまな枠組みが考えられます。

「地域」という範囲は、事例によってその示す範囲が異なり、柔軟な 考え方が必要だといえます。

例えば、ボランティア活動の「地域」といっても、その活動の内容によっては、自分の近所だけを活動範囲にしている場合もあれば、市全域が活動範囲になっている場合もあり、「地域」の範囲はさまざまな大きさが考えられます。

≪地域≫⋯⋯市全域、中学校区、小学校区、町会、組、班など

2 地域福祉計画の位置づけ

(1)地域福祉計画の法的な位置づけ • • • • • • • • • • •

社会福祉基礎構造改革として、平成 12 年に成立した社会福祉法は、今後の 社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進 する主体と地域福祉を推進する目的を定めています。

社会福祉法・地域福祉計画関連条文

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う 者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として 日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる ように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法は、こうした地域福祉推進のための方策として市町村地域福祉計画の策定を求めています。

(市町村地域福祉計画)

第 107条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

社会福祉法 109 条において社会福祉活動の推進役とされる社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」は、住民の自主的な地域福祉活動を推進するためのしくみづくりについて定めた行動計画です。

(2) 国における地域福祉に求められる方向性 ● ● ● ● ● ●

要援護者の支援方策について市町村福祉計画に盛り込む事項 (平成19年8月・厚生労働省通知)

ア 要援護者の把握に関する事項

- ○市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要援護者情報を日 ごろから把握しておくための方法や、把握した情報の集約と適切な管理 の方法について具体的に明記する
- イ 要援護者情報の共有に関する事項
 - ○関係機関間の情報共有方法
 - ○情報の更新
- ウ 要援護者の支援に関する事項
 - 〇日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
 - ○緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくり
 - これからの地域福祉のあり方に関する研究会(平成20年3月)
- ア 地域における多様な福祉課題
 - ○軽易な手助けなど制度では拾いきれないニーズ、「制度の谷間」にある 者、問題解決能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない人、孤 独死等身近でなければ早期発見が困難な問題など
 - ○地域生活に移行する障がい者を支えるしくみが必要
- イ 地域で求められていること
 - 〇子どもが生まれ、育つ場としての地域がその機能を十分には果たしてい ない状況
 - ○次世代を育む場として地域社会の再生が必要
- ウ 地域福祉計画に盛り込むべき事項
 - ○地域の生活課題の発見方策
 - ○地域福祉活動の担い手や拠点
 - 〇災害時要援護者への支援 など

(3) 大阪府における地域福祉に求められる方向性

~ 第 2 期大阪府地域福祉支援計画(平成 21 年 3 月)~

地域福祉のセーフティネットの構築

- ア 市町村における地域福祉コーディネーター関係事業の取り組み支援
 - 〇地域福祉計画へのCSW等地域福祉のコーディネーターを位置づけ
 - ○「サービス圏域」の専門機関に地域福祉のコーディネーターを配置
 - 〇CSW等地域福祉のコーディネーターが有効に機能するしくみづくり
- イ 身近な地域福祉の担い手である民生委員・児童委員が活動しやすい環境 づくり
 - 〇民生委員・児童委員の氏名及び担当校区名を広報誌等に掲載
 - ○民生委員・児童委員協議会への外部理事等の選任
- ウ 地域の要援護者を把握し、支援するための取り組みの促進
 - ○情報共有の手法の確立
 - ○災害時要援護者に関する情報の共有
 - ○災害時の避難情報の伝達や安否確認等の支援を実施できる体制づくり
 - ○「災害時要援護者支援プラン」の策定
 - ○地域福祉計画への記載

地域福祉・福祉サービスの担い手づくり

- ア 地域福祉を支えるこれからの担い手の確保
- イ 社会起業家の育成・支援
 - ○コネクター機関との連携による社会起業家の育成・支援
 - ○地域福祉計画への位置づけ
- ウ 地域貢献を行う企業との連携の推進
- エ 福祉を支える専門人材の養成・確保

地域での自立生活を支える福祉基盤づくり

- ア 社会福祉協議会に対する活動支援
- イ 大阪後見支援センター(あいあいねっと)の再構築
- ウ 福祉サービスの苦情解決体制への支援
- エ 福祉サービス第三者評価事業等の推進
- オ 福祉有償運送の推進

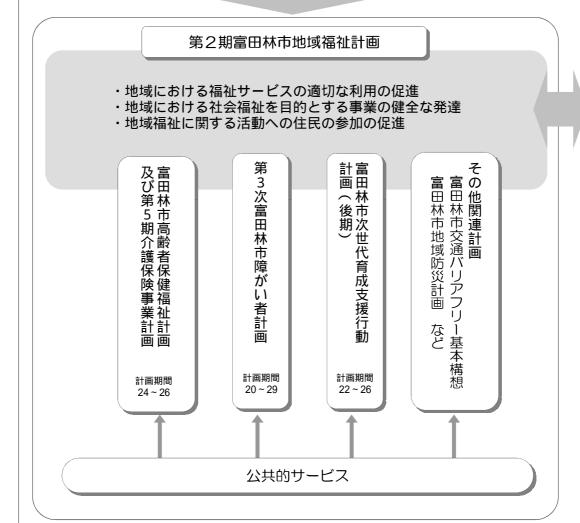
計画期間 24~28

(4) 富田林市における地域福祉の位置づけ

第4次富田林市総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、次世代育成支援行動計画など、保健、福祉、教育に関わるさまざまな計画と整合を図りながら推進するものです。

第4次富田林市総合計画

計画期間 19~28



地域住民・団体の参加(地域福祉活動の担い手)

(5)地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

- 〇地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、民生委員・児童委員等の地域福祉活動者や福祉・医療施設の専門職等が相互に協力して策定する民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。
- 〇地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携しながら、地域福祉を進展させていくものです。

地域福祉計画

行政と社会福祉協議会や福祉の専門職等、市民の協働による地域福祉の推進についての

「実現のためのしくみ」

と、そのための

「行政の役割」

を示す計画

地域福祉活動計画

地域福祉を推進するための 地域福祉活動者や福祉・医 療専門職等による

「民間相互の協働に よる行動計画」

であり、

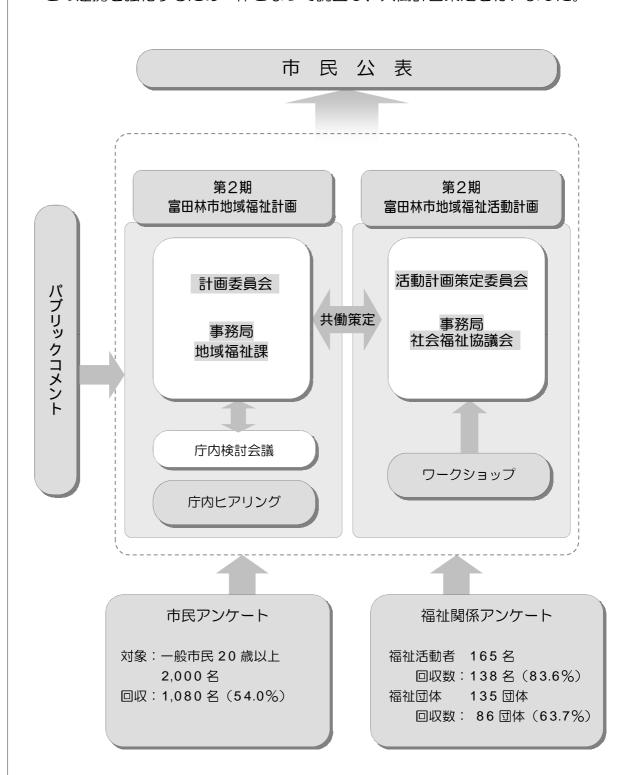
「住民の主体的な活動」

を促進する計画

役割分担、相互連携

3 計画の策定体制

第2期計画の策定にあたっては、一般市民アンケート、福祉関係者アンケートなどを実施しました。また、社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」との連携を強化するため一体となって調査し、共働計画策定を行いました。



4 計画の期間

計画の期間は、平成24年度から平成28年度の5か年とします。

なお、計画期間内であっても、進捗状況や社会情勢等の変化に応じて、柔軟に計画を見直します。

5 計画の公表

一人でも多くの市民に、本計画の基本理念、基本視点、施策内容などを知ってもらい、理解してもらうために、広報とんだばやし、市のウェブサイトなどを活用して広報を行います。

また、本計画の概要版も作成し、本計画の基本理念、基本視点、施策内容などを知ってもらい、理解してもらうとともに、富田林市における地域福祉の推進に向けて協力などをお願いするため、地域福祉活動団体等を対象に配布します。